

# 旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会提言

平成20年12月

旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会



## 1 はじめに

旧若杉小学校と旧杉並第五小学校を統合した天沼小学校が開校して、はや半年が経ちました。二つの学校の児童が共に集い学び合う活気のある学校の姿を見るとき、改めて「子供たちのために学校を統合して良かった」と感じます。この天沼小学校も、平成22年には旧杉並第五小学校の場所に新校舎が竣工の運びとなります。

こうした中で、当懇談会は、天沼小学校移転後の旧若杉小学校跡地の活用について、区の跡地活用計画の具体化に先立ち、地元の意見をまとめるために話し合いました。もとより、学校跡地は、地域の財産であるとともに、杉並区民全体の財産でもあります。跡地活用の計画には、地元としての意向はもちろんですが、杉並区民全体から理解される活用内容であることが求められます。懇談会は、検討に先立ち、区から「杉並区立小中学校跡地等の活用に関する基本方針」を伺い、この基本方針をふまえ、旧若杉小学校跡地の立地条件や地域性、学校跡地という歴史的経過などを考慮し、跡地活用を具体化するにあたって是非とも考えていただきたいことを、以下のとおりまとめました。

私たち懇談会は、今後、区が策定する旧若杉小学校の跡地活用方針が、当懇談会の考えを尊重した内容となることを願うものであります。

## 2 旧若杉小跡地を取り巻く環境

旧若杉小学校跡地は、荻窪駅の北口から徒歩で約7分、青梅街道と環状八号線という二つの幹線道路にほど近い、商店、事業所、住宅などが混在する地域の中にあります。学校東側には、大きな病院施設があります。この地域は、木造住宅が密集しているため、現在、区は「密集住宅市街地整備促進事業」を進めています。このことから明らかなように、この地域にはオープンスペースがあまりありません。

### 3 跡地活用の基本的考え

#### (1) 実現したい3つの提案

区は、「杉並区立小中学校跡地等の活用に関する基本方針」において、「すぎなみ五つ星プラン」(区の基本計画)の実現のための活用、教育環境の整備・充実のための活用、民間の力を導入した効率的な活用、将来を見通した戦略的かつ弾力的な活用の4つの基本方針を掲げています。

懇談会は、この基本方針をふまえつつ、跡地を取り巻く環境、建物や敷地の形状、跡地を取り巻く環境、更には統合に伴う学校の跡地であることなどの条件を総合的に検討しました。その結果、以下の3点については、跡地活用計画案を策定する際には是非とも実現してもらいたいということで、これを提案することとしました。

#### - 跡地活用計画に盛り込んでもらいたいこと -

地域の防災性を配慮し、できるだけ広くオープンスペースを確保し、通常は子供達や地域の人々が利用できるように、希望します。

既存建物のうち、体育館・プール棟は残して、地域の人々が利用できる施設として活用することを希望します。

既存建物の活用または新たな施設を建設する場合は、地域の人々の会合や子育て世代の活動、青少年の交流や生活体験など、多様な活動が行える機能を兼ね備えることを希望します。

地域の防災性を配慮し、できるだけ広くオープンスペースを確保し、通常は子供達や地域の人々が利用できるように、希望します。

この地域には、旧若杉小学校の跡地用地を除くと、広いオープンスペースがほとんどありません。できるだけ広い用地（現在の運動場の広さ以上）を、オープンスペースとしておくことが、災害時の備えとして必要です。

普段は子供達や地域の人々が利用する施設として、災害時には地域の避難場所として、利用することが、この跡地の活用として、第一に優先されなければならない活用策だと考えます。

既存建物のうち、体育館・プール棟は残して、地域の人々が利用する施設として活用することを希望します。

体育館・プール棟は、築後 20 年程度しか経過しておらず、耐震性も十分にあり、また、特に体育館は学校教育目的以外にもスポーツ団体等が多く使用している状況から、現状のまま地域開放施設として引き続き使用していくことが望ましいと考えます。

既存建物の活用または新たな施設を建設する場合は、地域の人々の会合や子育て世代の活動、青少年の交流や生活体験など、多様な活動が行える機能を兼ね備えることを希望します。

この地域において集会施設は、本天沼区民集会所や天沼会議室（旧天沼出張所）など離れた場所にしかありません。また、以前の杉並公会堂には地域でも使える集会室がありましたが、新しい公会堂にはそういう設備はありません。そのため、地域の人々が利用できる集会施設（200人程度が集えるもの。商店街の人たちにも利用しやすいように、夜間利用もできるもの。）の設置を希望します。

また、これまでが小学校という子供達のための施設であったことをふまえ、当該施設には、幼児や子育て中の保護者が集い交流できる広場（武蔵野市の「0123」

のようなもの)として利用できたり、青少年が音楽や演劇の練習ができたり、実生活に役立つ生活体験など、多様な学習機会をもつことが可能な、多目的でフレキシブルな利用ができる機能を備えて、子育てや青少年育成にも役立てていくことを希望します。

この施設については、既存の資源をできるだけ有効に活用する観点から、当面は現在の建物を利用することを基本として対応することとし、困難なところは新しい施設として整備されればと考えます。

## (2) その他の活用策

このほかにも、全区的視点からとらえた場合には、必要とする施設や有効な活用策があるかもしれません。こうした点については、当懇談会としても限られた時間の中での検討でしたので、決してここに書いたものだけを設置してくれば良いという趣旨ではなく、今後、そのような活用策の検討は、区の実組に委ねたいと思います。

## 4 その他の主な意見

### 災害時に備えた設備の整備を

いざ災害が起きた場合、この施設を地域の防災拠点として活用するとすれば、避難場所として欠かせないのが上水・下水の施設整備です。特に、簡易トイレが多数使用できるように、十分な環境整備が必要です。

### 駐輪スペースの確保を

多くの人々の来場に備えること、周囲に迷惑をかけないことを基本に、駐輪スペースを確保してください。

### 環境への配慮を

跡地の活用にあたっては、計画内容によっては既存校舎の解体や周辺樹木の伐採なども考えられますが、できるだけ環境負荷を抑制した取組とすることを求めます。

また、オープンスペースの緑化や更なる植栽、建物の壁面緑化、自然エネルギーの活用など、自然を活かし環境に配慮した「エコ施設」としていくことを求めます。

#### 大型病院など周辺への配慮を

跡地の活用にあたっては、周辺にある施設や住宅等との関係にも十分に配慮する必要があります。特に、東側にある病院施設とは、入院者や通院者への影響なども考えなければなりません。

#### 科学館について

懇談会での検討にあたっては、区の施設計画として、周辺地域において科学館と妙正寺体育館の改築計画があること、特に科学館については当該跡地で移転改築をすることも考えられるとの説明を受けました。

懇談会としては、この跡地への科学館の設置については、接道条件等の制約があること、また、跡地は防災拠点としてできるだけオープンスペースを確保したいという希望が地元にあることを十分ふまえて、区として検討するよう要望します。

## 5 おわりに

旧杉並第五小学校と旧若杉小学校との学校統合は、本区にとっては第一号の初めての取組であり、これまでの両校の歴史と伝統、両校に対する関係者の熱い思いがある中で、子供達にとって望ましい教育環境を整えていくべきという、未来指向の観点でまとめられました。

この跡地活用についても、そうした経過をふまえ、当懇談会として将来を見通した活用案を検討しました。この活用案は、ある意味、「地味」とも受け止められるかもしれませんが、この地域にとっては必要で欠かせない内容ばかりをまとめました。これから跡地活用の事業計画をとりまとめる区においては、この懇談会提言を最大限に尊重されることを切に望みます。





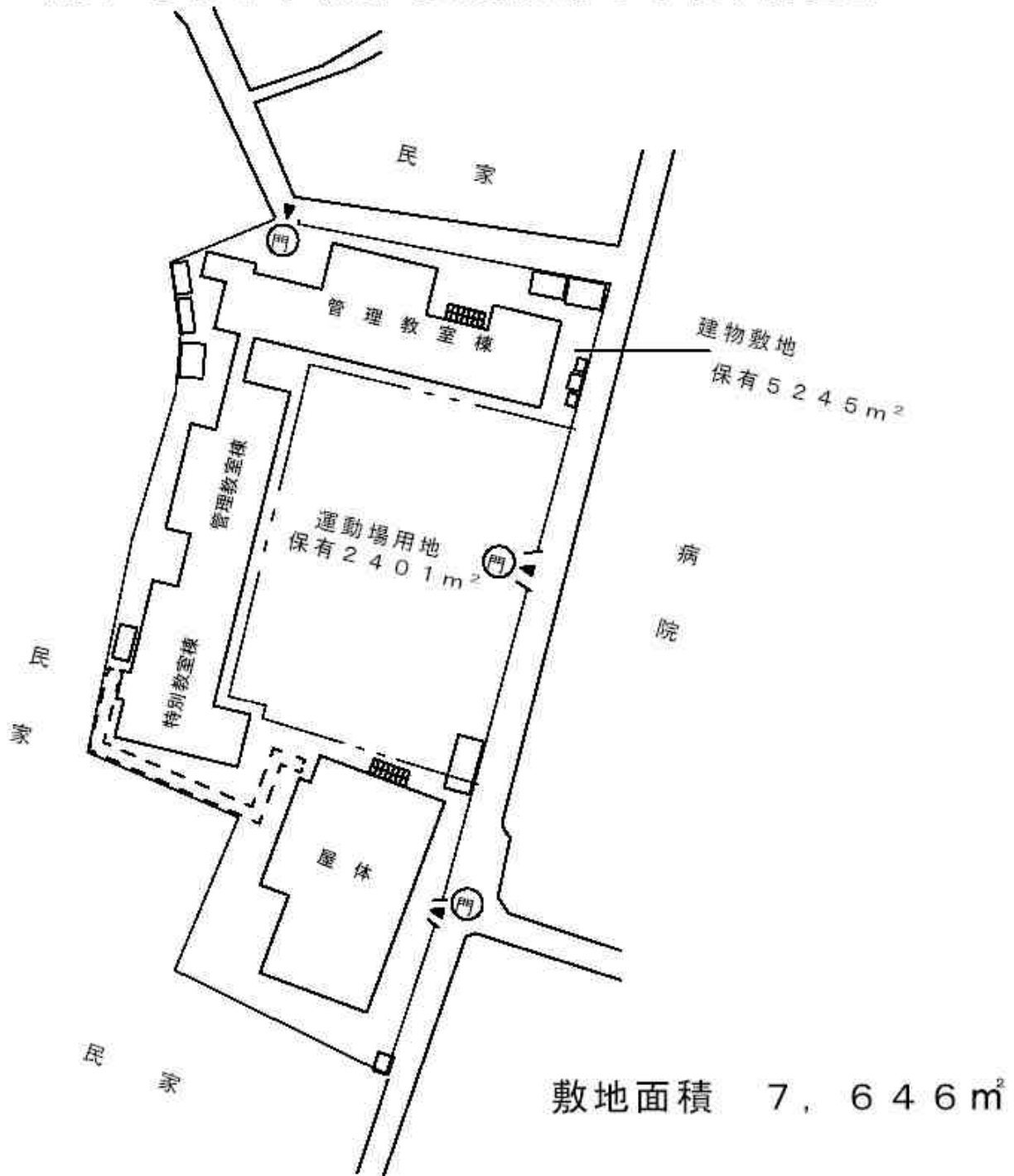
# 資 料 集



## 旧若杉小学校跡地の概要

- ・ 所在地 杉並区天沼 3 - 1 5 - 2 0
- ・ 用途地域 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：200%
- ・ 敷地面積 7,646㎡（運動場面積 2,401㎡）
- ・ 既存校舎の延床面積 4,356㎡（体育館・プール棟789㎡を除く）
- ・ 既存建物の耐用性 北側校舎と西側校舎は、耐震補強を行っている。  
体育館・プール棟は、平成15年耐震診断の結果、耐震性有り。
- ・ 接道条件 跡地は、4m以上の道路と接しておらず、大型車両を直接乗り入れることは難しい。  
また、東側道路については、「天沼三丁目防災まちづくり」での主要生活道路（優先整備路線）として幅員6mを確保するため、2mのセットバックをしなければならない。
- ・ 区の計画 区は、20年度に跡地活用の事業計画を策定することとしている。

(旧) 若杉小学校跡地(現天沼小学校)配置図



## 杉並区旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会設置要綱

平成 20 年 8 月 19 日  
杉並第 30614 号

## (設置)

第1条 旧杉並区立若杉小学校の跡地の活用について、地元住民等の意見を集約し、今後の跡地活用案作成を検討するため、杉並区旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区立若杉小学校跡地活用に関すること。
- (2) その他区長が特に必要と認める事項

## (構成)

第3条 懇談会委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 上荻地区町会長の代表 1名
- (2) 天沼地区町会長の代表 1名
- (3) 清查中通地区町会長の代表 1名
- (4) 教会通り新栄会の代表 1名
- (5) 杉並区立天沼小学校評議員の代表 2名
- (6) 杉並区立天沼小学校PTAの代表 1名
- (7) 杉並区立天沼小学校長

## (任期)

第4条 委員の任期は、懇談会における意見のまとめを区長に提出するまでの期間とする。

## (座長)

第5条 懇談会に座長を置き、杉並区立天沼小学校長をこれに充てる。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会議を統括する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇談会は座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 懇談会の会議は公開とする。ただし、懇談会の決定により非公開とすることができる。

## (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱は、懇談会の意見のまとめの区長への提出をもって廃止する。

## 旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会委員名簿

	氏 名	摘 要
座長	中 島 豊	天沼小学校長
委員	今 村 国 治	上荻地区町会長の代表
〃	藤 原 嘉 民	天沼地区町会長の代表
〃	松 原 安 雄	清查中通地区町会長の代表
〃	斉 藤 敬 子	教会通り新栄会の代表
〃	対 馬 初 音	天沼小学校学校評議員の代表
〃	篠 原 永津子	天沼小学校学校評議員の代表
〃	神 谷 由美子	天沼小学校 P T A の代表

## 【区出席者】

氏 名	役 職
高 和 弘	政策経営部長
井 口 順 司	政策経営部企画課長
吉 田 順 之	政策経営部営繕課長
徳 嵩 淳 一	教育委員会学校適正配置担当課長
朝比奈 愛 郎	政策経営部企画課長代理
伊 藤 博	政策経営部企画課企画調整担当係長
倉 岡 直 哉	政策経営部企画課主査

## 旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会開催経過

回数	開催日	内 容
1	平成20年 8月20日	1 検討資料の説明 2 跡地活用についての懇談 3 今後の進め方
2	平成20年 9月24日	1 跡地活用についての懇談 2 意見集約に向けた論点整理
3	平成20年12月22日	1 提言のまとめ